

## 東近江市能登川障害福祉センター条例の一部を改正する条例 の制定について

東近江市能登川障害福祉センター条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 2 年 2 月 25 日提出

東近江市長 小 椋 正 清

## 東近江市能登川障害福祉センター条例の一部を改正する条例

東近江市能登川障害福祉センター条例（平成 17 年東近江市条例第 276 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「午後 4 時 30 分」を「午後 10 時」に改め、同条第 2 項中「次に掲げるとおり」を「12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで」に改め、各号を削る。

第 4 条及び第 5 条を次のように改める。

（事業）

第 4 条 センターは、第 1 条の目的を達成するため、障害者団体等の活動の支援に関する事業を行う。

2 市長は、前項の事業の実施に支障のない限りにおいて、センターの施設を一般の利用に供することができる。

（利用の許可）

第 5 条 センターの施設を利用しようとする者は、市長に申請し、その許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 市長は、前項の許可をする場合において、センターの管理上必要な条件を付すことができる。

第 6 条を第 11 条とし、第 5 条の次に次の 5 条を加える。

（利用の許可の制限）

第 6 条 市長は、センターの利用が次の各号のいずれかに該当するときは、その利用の許可をしないことができる。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 営利を図る目的で利用するおそれがあると認められるとき。

- (3) センターの設置の目的に反すると認められるとき。
  - (4) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。
  - (5) センターの施設又は設備を損傷するおそれがあると認められるとき。
  - (6) その他センターの管理上支障があると認められるとき。
- (利用の許可の取消し等)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用の許可を取り消し、又は利用を制限し、若しくは利用の停止を命ずることができる。

- (1) 第5条の規定による許可を受けた者（以下「利用者」という。）が利用の目的に違反して利用したとき。
- (2) 利用者が偽りその他不正な手段により、利用の許可を受けたとき。
- (3) センターの利用が前条各号のいずれかに該当するに至ったとき。
- (4) 利用者がこの条例の規定に違反したとき。
- (5) 利用者が利用の許可に付された条件に違反したとき。
- (6) センターが災害その他の事故により利用できなくなったとき。
- (7) その他市長が特に必要と認めたとき。

(使用料)

第8条 センターの施設の使用料は、無料とする。ただし、第4条第2項の規定によるセンターの施設の利用については、別表に定める使用料を納付しなければならない。

- 2 前項の使用料は、前納とする。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。
- 3 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、その全部又は一部を還付することができる。

(使用料の減免)

第9条 市長は、特に必要があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(損害賠償)

第10条 利用者は、故意又は過失によりセンターの施設又は附属設備を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、損害賠償の全部又は一部を免除することができる。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第8条関係）

区分	金額（1時間当たり）
集会室1	350円
集会室2	350円
集会室3	200円
調理室	350円
和室	200円
備考	
1 冷暖房を使用する場合は、5割に相当する額を加算する。 2 市外在住者又は市外に所在する法人若しくは団体が利用する場合は、2倍に相当する額とする。 3 1時間に満たない時間がある場合は、1時間とみなして計算する。 4 10円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。	

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

#### 提案理由

事業の見直しを行い、施設の有効活用を図るため、本市条例の一部を改正したく、本議案を提出するものである。